

三重県立看護大学同窓会

クラス会開催支援規定

平成 23 年 8 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 同期生相互の親睦を図り、三重県立看護大学同窓会の活動に寄与することを目的とする。

(交付条件)

第 2 条 開催支援を受けることができるのは、下記のすべての条件に該当する場合に限る。

- 1) 開催されるクラス会が、同期生全員を対象としたものである。
- 2) 開催支援申請が、同窓会に登録された学年代表委員（同窓会委員）による行われる。

(支援内容)

第 3 条 支援内容は下記項目とする。

- 1) 開催支援金は、参加者一人当たり ¥ 5 0 0 とする。ただし、出席者が 10 名に満たない場合は、支払わない。
- 2) 同窓会に登録されている同期生の宛名ラベルの作成。
- 3) 同窓会ホームページおよびブログへの掲載。本項目は必須項目とする。

(申請)

第 4 条 クラス会開催支援申請書（様式 5）を用い、開催日の 3 ヶ月以上前に同窓会本部へ申請するものとする。（開催日、開催場所が決定していない場合は、開催月、開催エリアを記載し、決定次第速やかに同窓会本部へ連絡する）

(報告)

第 5 条 開催終了後は、速やかに同窓会本部へ下記の報告を行わなければならない。

- 1) クラス会開催報告書（様式 6）
- 2) 氏名、住所、職種、職場名を記載した出席者リスト
- 3) 領収書（コピー可）
- 4) 集合写真（画像データ）

(その他)

第 6 条 この規定に定めのない事項については、その都度、役員会に諮り決定する。

附則

1. 本規定の改訂は役員会の決議・承認を必要とする。
2. 本規定は、平成 23 年 8 月 20 日をもって施行する。